

台東区介護支援専門員研修等受験・受講費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員現任研修、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修（以下これらを「介護支援専門員研修等」という。）を受験又は受講した者及びその費用を負担した事業者に対し、当該費用の全部又は一部を助成することにより、台東区内（以下「区内」という。）で働く介護支援専門員を支援し、介護人材の負担軽減や介護サービスの質の向上を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護支援専門員 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第5項に規定する者をいう。
- (2) 介護支援専門員実務研修受講試験 法第69条の2第1項に規定する試験をいう。
- (3) 介護支援専門員実務研修 法第69条の2第1項に規定する研修課程をいう。
- (4) 介護支援専門員現任研修 法第69条の8第2項ただし書に規定する研修課程をいう。
- (5) 介護支援専門員更新研修 法第69条の8第2項に規定する研修課程をいう。
- (6) 介護支援専門員再研修 法第69条の7第2項に規定する研修課程をいう。
- (7) 主任介護支援専門員研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の6第1項第1号に規定する研修課程をいう。
- (8) 主任介護支援専門員更新研修 施行規則第140条の6第1項第2号に規定する研修課程をいう。
- (9) 介護サービス事業所 法第8条に規定する介護保険サービスを行う事業所をいう。

(助成対象者等)

第3条 この要綱において助成を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条第2号から第8号までに掲げる試験又は研修を令和6年4月1日以降に受験又は受講し、かつ、修了した者で、区内の介護サービス事業所において、現に介護支援専門員の資格を活用した業務に従事する又は今後資格を活用する見込みのある者（以下「助成対象者」という。）であること。
- (2) 助成対象者に係る次条に規定する対象費用を全額負担した介護事業者で東京都が実施する介護支援専門員法定研修受講料補助金（以下「東京都補助事業」という。）の交付を受けた介護事業者（以下「助成対象事業者」という。）であること。

(対象費用)

第4条 助成金の対象となる費用（以下「対象費用」という。）は、第2条第2号から第8号までに掲げる試験の受験料及び研修の受講料とする。

(助成金の交付額)

第5条 助成対象者への助成金の額は、対象費用のうち、助成対象者が現に支払った額（この要綱による助成金と同種の支援金、助成金、補助金、手当等の支給を受けているときは、その受給額を差し引いた額）とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 助成対象事業者への助成金の額は、助成対象事業者が負担した対象費用の総額から東京都補助事業において助成を受けた金額を差し引いた額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第6条 助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、台東区介護支援専門員研修等受験・受講費用助成申請書（助成対象者用）（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、介護支援専門員研修等を修了後1年以内に区長に提出しなければならない。

- (1) 介護支援専門員研修等研修修了証明書の写し
- (2) 介護支援専門員証の写し
- (3) 受験料又は受講料の領収書
- (4) 本人確認書類

2 助成対象事業者が助成金の交付を受けようとするときは、台東区介護支援専門員研修等受験・受講費用助成申請書（助成対象事業者用）（第2号様式）に次に掲げる書類を添付し、東京都補助事業の交付確定から6か月以内に区長に提出しなければならない。

- (1) 東京都補助事業において提出した実績報告書、実績報告書内訳、確認書及び確定通知書の写し
- (2) 助成対象者全員分の介護支援専門員証の写し等

(助成の決定)

第7条 区長は前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、助成金の交付の可否を決定する。

2 区長は、助成金を交付するものと決定したときは台東区介護支援専門員研修等受験・受講費用助成金交付決定通知書（第3号様式）により、助成金を交付できないものと決定したときは台東区介護支援専門員研修等受験・受講費用助成金不交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知する。

3 区長は、第1項の規定による交付の決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により助成の決定通知を受けた者は、台東区介護支援専門員研修等受験・受講費用助成金交付請求書(助成対象者用)(第5号様式)又は台東区介護支援専門員研修等受験・受講費用助成金交付請求書(助成対象事業者用)(第6号様式)により、区長が指定する期間内に助成金の交付を請求しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 区長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

(決定の取り消し及び助成金の返還)

第10条 区長は、交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)が次のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 交付決定に係る対象費用について、他の助成金等の交付を受けたことが判明したとき。
- (4) その他区長が助成の決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 区長は前項の規定により助成の決定を取り消したときは、速やかに台東区介護支援専門員研修等受験・受講費用助成決定取消通知書(第7号様式)により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により助成の決定を取り消したときは、助成決定者が既に受領している助成金を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に基づく助成金の交付について、この要綱に定めるものを除き、東京都台東区補助金等交付規則(昭和45年12月台東区規則第37号)の定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。